

## 令和6年第3回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年3月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和6年3月8日(金) 午後3時19分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	15番 小西 忍

欠席 1人

14番 渡邊 則文

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	武田 治紀
石尾 弘	竹内 功次	大月 泉	劔持 孝明	高谷 幹晴

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

3番委員 5番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第14号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第7号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和6年第3回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席1名、そして農地利用最適化推進委員が10名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、5番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

**【議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当) それでは、議案第11号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主査) 【議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

**【受付番号98番】**

(農地担当) それでは98番、赤浜の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、父親が亡くなって渡人が相続をしましたが、耕作が出来ないという事で受人に譲り渡すということです。詳しくは高尾委員からお願いします。

(農地担当) それでは、高尾委員お願いします。

(高尾委員) 受人は、農機具も所有しており自宅から近い農地でもあることから、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。98番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、98番は許可されました。

**【受付番号99番】**

(農地担当) 続きまして99番、真壁の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員) この農地ですが、すでに畑としてハウスを設置して作付けをしております。地元としては問題ないと思いますので審議をお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。99番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、99番は許可されました。

【受付番号100番】

- (農地担当) 続きますして100番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件ですが、受人は数年前からこの地で家族で桃を栽培しております。この隣の農地も受人の土地で、拡張するという事で、地元としては問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。100番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、100番は許可されました。

【受付番号101番】

- (農地担当) 続きますして101番、美袋の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) この農地ですが、草が生えており遊休地でした。受人は、今後イチジクを作付けしていくそうで、問題ないと思いますが、詳細は大月委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、大月委員、お願いします。
- (大月委員) 渡人は、この農地を相続しましたが県外に住んでおり、耕作が出来ないということで受人にお願いするという事です。受人は、草を刈って整地をして果樹を植えていきたいという事でした。農機具を一式所有しており、地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。101番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、101番は許可されました。

【受付番号102番】

- (農地担当) 続きますして102番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (11番委員) この案件ですが、受人と渡人は兄妹です。受人の家の近くにある畑です。受人の息子も近くに住んであり、一緒に耕作をするという事で、地元としては問題ないと思います。審

議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) 竹内委員，補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 受人の畑を確認しましたが，きれいに整備されておりました。問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。102番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，102番は許可されました。

#### 【受付番号103番】

(農地担当) 続きまして103番，東阿曾の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが，1月総会で審議されて，許可されましたが，申請から漏れていた農地があったという事で，改めて申請をしたという事です。前回と同様，地元としては問題ないと思いますが，詳しくは武田委員から申し上げます。

(農地担当) 武田委員，お願いします。

(武田委員) この農地は遊休農地ですが，耕耘すればすぐ使える農地です。今後は，野菜を作付けしていく予定です。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。103番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，103番は許可されました。

#### 【受付番号104番】

(農地担当) 続きまして104番，山田の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが，受人と渡人は兄妹です。受人は市外に住んでいますが，この農地の近くに住んでいる受人の娘が農業をやりたいという事で，今回の申請になりました。今後，一緒に稲作をされる予定です。農機具については，弟の渡人が所有している農機具を使うそうです。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。104番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、104番は許可されました。

【受付番号105番】

(農地担当) 続きまして105番、久代の件につきまして、●●委員が関係者となりますので退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後1時44分

(農地担当) それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(竹内委員) この農地は、受人の自宅のすぐ南にある農地です。長年受人が借りて柑橘類を植えておりましたが、この度譲り受けるという事です。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。105番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、105番は許可されました。入室してください

【●●委員 入室】 午後1時47分

【受付番号106番】

(農地担当) 続きまして106番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この農地は遊休農地ですが、この度、秦地区でぶどう栽培をしている受人が、購入するという事です。現在、5反ほど秦地区でぶどうを作付けされており、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。106番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、106番は許可されました。

【受付番号107番, 108番, 109番, 5条138番】

(農地担当) 続きまして107番, 福井の件につきまして、108番, 109番, 5条の138番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。5条があるのでまずは現地調査の報告をお願いします。

(2番委員) 5条138番ですが、進入路としての転用です。周辺の状況ですが、東が田, 西が宅地, 南が田, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、是正案件も含めて複数の農地の申請です。詳しくは茅原委員からお願いします。

(茅原委員) この案件ですが、108番, 109番の農地を購入するという申請ですが、現状と異なっているという事もあり是正するという事も含めての申請となっております。5条の138番についてですが、現状は宅地への進入路となっております。その南に地図では、用悪水路の名残がありますが、現在はありません。107番については、受人が耕作をしやすくなるために贈与するという事です。どちらも受人については、農機具を所有されておりしっかり耕作されている方ですので問題ないと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、107番, 108番, 109番, 5条138番は許可されました。

【受付番号110番】

(農地担当) 続きまして110番, 楨谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員) この案件ですが、畑については、すでに受人が野菜を作っていました。田については区画の真ん中にある5畝ほどの水田ですが、進入路がありません。同じ時期に同じ作付けをしようという条件で譲り受けるという事ですので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

- (農地担当) それでは採決いたします。110番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、110番は許可されました。

#### 【受付番号111番】

- (農地担当) 続きまして111番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、渡人が市外に住んでおり、高齢という事でこの農地の近くに住んでいる受人に作っていただくということです。地元としては問題ないと思いますが、詳細は武田委員からお願いします。
- (農地担当) 武田委員、お願いします。
- (武田委員) 受人は、1町近く水稻をされている方です。また、隣の農地も受人が作付けをされており、地元としては問題ないと思います。よろしくご審議ください。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。111番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、111番は許可されました。

#### 【議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第12号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

#### 【受付番号27番，5条129番】

- (農地担当) それでは27番、金井戸の件につきまして、5条129番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、27番については東が道路、西が道路、南が田、北が宅地です。129番については東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺



農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、27番については、すでに敷地からはみ出しておりましたのでこの度、是正という事ですが、周辺営農に問題ありません。129番については、自己住宅ということですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 27番については始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断していません。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、27番、5条129番は許可されました。

#### 【受付番号28番】

(農地担当) それでは28番、下林の件につきまして、現地調査の報告と地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東西南北、道路になっております。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。続いて説明します。この案件ですが、周辺営農に支障はないものと思われま。詳細は、高尾委員からお願いします。

(農地担当) 高尾委員、補足はありますでしょうか。

(高尾委員) この案件は、道を拡幅するという案件です。周りはすべて道に囲まれており、排水についても問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断していません。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号29番, 5条137番】

(農地担当) それでは29番, 上林の件につきまして, 5条137番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告と説明をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが, 29番については, 東が田, 西が道路, 南が田, 北が道路, 137番については, 東が田, 西が宅地, 南が宅地, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが, 29番については, 道路の拡幅になりますが周辺営農に問題ありません。137番については, 自己住宅ですが, 用水は問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、29番, 5条137番は許可されました。

【受付番号30番, 31番】

(農地担当) それでは30番, 上林の件につきまして, 31番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告と説明をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが, 30番, 31番ともに東が畑, 西が宅地, 南が畑, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。続いて, この案件ですが, 道路の拡張ということです。アスファルト舗装をしてU字側溝を設置し既存の水路に接続するという

事で、周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、30番、31番は許可されました。

### **【議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当) 続きまして議案第13号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

本日、144番について取下げがありましたので報告いたします。

### **【受付番号124番】**

(農地担当) それでは124番、上林の件につきまして、現地調査の報告と説明をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。続いてこの案件ですが、用水は西にあり問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。124番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、124番は許可されました。

【受付番号125番】

(農地担当) それでは125番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が畑、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この申請地ですが、今回最後の区画となる場所で地元としては問題ないと思いますが、詳しくは高谷委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、高谷委員お願いします。

(高谷委員) この案件ですが、用水は西にあり問題ありません。排水は、宅地内に枥を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。125番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、125番は許可されました。

【受付番号128番】

(農地担当) 続きまして105番、総社の件について、●●委員が関係者となりますので退出をお願いいたします。

【●●委員 退席】 午後2時20分

(農地担当) それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この申請地ですが、染み出し的に住宅が広がっているエリアと水田が広がっているエリアの境目となる場所です。この度、渡人の娘さんが住宅を建てるという案件です。西にある水田は、渡人の自作田となり周辺農地に影響はありませんので地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地ですが、例外許可規定として農家住宅ということで適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。128番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、128番は許可されました。入室してください。

【●●委員 入室】 午後2時24分

【受付番号130番】

- (農地担当) 続きまして130番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この申請地ですが、住宅地の真ん中にある場所です。詳しくは最相委員から説明をお願いします。
- (最相委員) この案件ですが、周りは宅地化されており、排水については問題ありません。その他、日照通風、土砂流出についても問題なく、周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞ審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。130番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、130番は許可されました。

【受付番号131番, 133番】

(農地担当) 続きまして131番, 黒尾の件について、133番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 周辺の状況ですが、131番についてですが、東が農地、西が宅地、南が田、北が道路です。133番については、東が農地、西が宅地、南が農地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、夫婦が勤務地に便利な場所に家を建てるという案件と受人の畑への進入路をこの度、正式に取得しようとするものです。地元としては問題ないと思いますが、詳しくは石尾委員から説明をお願いします。

(石尾委員) この案件ですが、131番については、用水、排水については、問題ありません。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。133番については、南にある農地への進入路ということで、同じく周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、131番, 133番は許可されました。

【受付番号132番】

(農地担当) それでは132番, 山田の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が山林、西が山林、南が原野、北が原野です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが、受人は土木建設業を営んであります。周りは山林に囲まれており、その周辺の山林も受人が所有しております。この度、土取場という事で自社請負工事での使用という事です。雨水排水は、沈砂池へ流し込み、定期的に浚渫をするということで、土砂流出については問題ありません。周りには農地がなく、周辺営農に支障はないものと思われれます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。132番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、132番は許可されました。

#### 【受付番号134番】

(農地担当) 続きまして134番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われれます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設があり、かつ上下水道管が埋設され、要件を満たしている道路の沿道の区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。134番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、134番は許可されました。

【受付番号135番】

- (農地担当) それでは135番, 秦の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が道路, 南が道路, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件ですが, 駐車場が狭くなったという事で, 地を上げて使用していました。被害防除計画を確認しましたが, 周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) この案件については始末書が提出されております。農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。135番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 135番は許可されました。

【受付番号136番】

- (農地担当) 続きまして136番, 井手の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が田, 南が田, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) この申請地ですが, 近年宅地化が進んでいるエリアです。詳しくは最相委員から説明をお願いします。
- (最相委員) この案件ですが, 宅地化が進んでいるエリアです。用水, 排水, 土砂流出等, 周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 市街地化区域に近接し, 市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断しています。



- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。136番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、136番は許可されました。

【受付番号139番】

- (農地担当) 続きまして139番、西阿曾の件について、現地調査の報告をお願いします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、約40年前に交換していた土地が未登記のままであり、この度正式に手続きをするということです。地元としては、周辺営農に支障はなく問題ないものと思われまので、どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) この案件については、始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。139番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、139番は許可されました。

【受付番号140番】

- (農地担当) 続きまして140番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) この申請地ですが、用水は南にあり問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂

流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われ  
ます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と  
いうことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。140番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、140番は許可されました。

#### 【受付番号141番】

(農地担当) 続きまして141番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺  
農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この申請地ですが、用水は北にあり問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既  
存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂  
流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま  
す。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と  
いうことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。141番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、141番は許可されました。

#### 【受付番号142番】

(農地担当) 続きまして142番、北溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、周りは宅地化されたエリアです。詳細は、永野委員からお願いします。

(農地担当) それでは永野委員、お願いします。

(永野委員) 申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。142番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、142番は許可されました。

#### 【受付番号126番】

(農地担当) 続きまして126番、北溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が倉庫、南が道路、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳細については永野委員からお願いします。

(農地担当) それでは、永野委員お願いします。

(永野委員) この申請地ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。126番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、126番は許可されました。

【受付番号127番】

- (農地担当) 続きまして127番、楨谷の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南が畑、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (10番委員) この案件ですが、現在、山地にある墓地が崩れかかっているということで、下におろすということです。地元としては、周辺営農に支障はないものと思われまので、ご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。127番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、127番は許可されました。

【受付番号143番】

- (農地担当) 続きまして143番、上林の件について、現地調査の報告と説明をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。続いてこの案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。143番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、143番は許可されました。

### 【議案第14号 農業振興地域整備計画の変更等について】

- (農地担当) 続きまして、議案第14号、農業振興地域整備計画の変更等について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第14号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読、説明】  
資料の訂正です。総社5番の用途に分家住宅と有りますが、農家住宅に訂正をお願いします。また、山手の1番の面積に876平方メートルのうち644平方メートルとありますが、うち644平方メートルを削り、876平方メートルでお願いします。
- (農地担当) ただ今、事務局より説明がございました農業振興地域整備計画の変更でございます。今回、農振除外に関して12件、農振編入に関して1件の意見が出ておりますが、先日、運営委員会で現地調査をしていただいております。現地調査した結果を発表いただければと思います。
- (7番委員) 2月21日に運営委員で農林課職員と一緒に現地を確認しました。県との協議で訂正部分はありましたが、総合的に特に問題はないという結論を出すに至りました。以上でございます。
- (農地担当) 特に問題なしということですが、今回の中でおおむねこのとおりと思っておりますが、山手の2番に関しては、農振除外後に農地転用を行いますと、一部進入が出来ない農地が残る形になります。実は、前回もこの内容で申請が出ておりましたが、取下げをしてもらいました。にもかかわらず、今回、内容が変わらずそのまま申請をしてきました。従いまして、同様の理由で認めることはできないという話が出ております。それ以外については、原案どおり承認できるだろうということでした。なお今回は、農振除外についての意見です。転用の意見については後日、通常の議題として挙がってくるものとなりますので、その際よろしく申し上げます。これらの件で何か質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この議案につきまして、山手の2番は不許可見込みをふまえたうえで、この原案を承認としてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案どおり承認いたします。

#### **【報告第7号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第7号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第7号 報告書について朗読】

#### **【報告第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第8号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第8号 報告書について朗読】

#### **【報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当) 次に、報告第9号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第9号 報告書について朗読】

#### **【報告事項】**

(農地担当) 26ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が14件、4条関係が5件、5条関係が20件ございました。農業振興地域整備計画の変更につきましては、原案どおり承認しました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長)       ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。ないようでしたら、私から一言、報告があります。農業委員会は毎年、農業委員会の最適化活動の目標とその活動目標の点検評価を作成し、公表することとされております。毎年、運営委員会で活動目標と、点検評価を作成していますが、今回におきましても、運営委員会で作成し、令和6年度活動目標については4月総会、令和5年度の点検評価については、6月総会で皆様に報告をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)       異議なし。

(会長)       それでは、運営委員会で活動目標及び点検評価を作成いたします。なお、令和6年度活動目標については、3月末までに農業会議の確認を受けて、4月末までに公表することとなっておりますので、それに合わせて準備してまいりたいと思います。また、令和5年度の点検評価については、今年度の皆さんの活動記録簿を集計して、5月末までに運営委員会で作成し、6月総会で皆様に報告というスケジュールとさせていただきます。以上、私からの報告とさせていただきます。それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)   【閉会挨拶】   以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後3時19分**